

1 発注者側の業界団体への周知活動

発注者側の業所管省庁	周知依頼元	依頼先
経産省	経済産業省 商務・サービスグループ政策課長	一般社団法人日本イベント産業振興協会会長
		日本イベント業務管理士協会会長
		イベント学会会長
		一般社団法人日本イベントプロデュース協会会長
厚労省	厚生労働省生活衛生課長	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会長
国交省	国土交通省交通支援課長	一般社団法人日本建設業連合会等108団体の長
	国土交通省建設業課長	
金融庁	金融庁銀行第一課長	一般社団法人全国銀行協会会長
	金融庁銀行第二課長	一般社団法人全国地方銀行協会会長
		一般社団法人第二地方銀行協会会長



リーフレット

※ 発注者側の業界団体における取組(文書配布によるもの以外)

- ・ 業界団体のホームページを活用した周知活動(全国ビルメンテナンス協会等)
- ・ 業界団体の会議の場を活用した周知活動(日本建設業連合会等)

2 警備業界内への周知活動

- 都道府県警備業協会専務理事を対象とした中企庁による適正取引推進に関する講演会
- 都道府県警備業協会会長等を対象とした勉強会
- 全国9ブロックごとに警備業者を対象とした適正取引推進に関する研修会



中企庁の担当官による講演会(7/4)

自主行動計画による改善事例及び課題について

【自主行動計画による改善事例】 ※ 警備業者の意見

- 零細企業であることから、今までは発注者との対等な交渉ができなかったが、**対等な交渉**ができるようになった。
- 自主行動計画の記載内容について、発注者側から警備業者に問合せがあるなど、**関心の高さ**がうかがわれた。

【課題】

- 中小企業の警備業者の多くは、下請法・独禁法についての理解が十分でない状況。

【今後の取組】

- 中小企業の警備業者の交渉力を高めるため、警備業協会が行う経営者支援等の取組の充実を図る。